

# 第 2 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月29日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
頭取 畔柳 信雄

## 中間連結貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	7,926,420	預 金	104,683,201
コールローン及び買入手形	2,061,452	譲 渡 性 預 金	5,242,607
買 現 先 勘 定	320,527	コールマネー及び売渡手形	1,914,085
債券貸借取引支払保証金	1,489,139	売 現 先 勘 定	3,672,897
買 入 金 銭 債 権	3,503,937	債券貸借取引受入担保金	3,566,229
特 定 取 引 資 産	4,501,913	コマーシャル・ペーパー	489,920
金 銭 の 信 託	265,903	特 定 取 引 負 債	1,011,339
有 価 証 券	40,489,391	借 用 金	4,453,036
投資損失引当金	△ 21,680	外 国 為 替	783,479
貸 出 金	76,337,877	短 期 社 債	294,600
外 国 為 替	1,368,145	社 債	5,293,233
そ の 他 資 産	4,359,306	そ の 他 負 債	3,834,134
有 形 固 定 資 産	1,494,729	賞 与 引 当 金	26,239
無 形 固 定 資 産	412,513	退 職 給 付 引 当 金	48,755
繰 延 税 金 資 産	647,645	偶 発 損 失 引 当 金	94,220
支 払 承 諾 見 返	10,589,001	特 別 法 上 の 引 当 金	31
貸 倒 引 当 金	△ 1,022,300	繰 延 税 金 負 債	64,212
		再評価に係る繰延税金負債	201,560
		支 払 承 諾	10,589,001
		負 債 の 部 合 計	146,262,785
		(純資産の部)	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,767,590
		利 益 剰 余 金	1,918,358
		株 主 資 本 合 計	5,682,921
		その他有価証券評価差額金	1,062,180
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 62,280
		土 地 再 評 価 差 額 金	244,320
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 53,343
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,190,877
		少 数 株 主 持 分	1,587,341
		純 資 産 の 部 合 計	8,461,140
資 産 の 部 合 計	154,723,925	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	154,723,925

中間連結損益計算書

平成18年4月 1日から  
平成18年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,275,152
資 金 運 用 収 益	1,443,411
(うち貸出金利息)	( 942,670 )
(うち有価証券利息配当金)	( 273,477 )
信 託 報 酬	12,058
役 務 取 引 等 収 益	444,391
特 定 取 引 収 益	61,276
そ の 他 業 務 収 益	167,080
そ の 他 経 常 収 益	146,934
経 常 費 用	1,740,268
資 金 調 達 費 用	607,506
(うち預金利息)	( 299,339 )
役 務 取 引 等 費 用	49,571
そ の 他 業 務 費 用	70,161
営 業 経 費	801,169
そ の 他 経 常 費 用	211,859
経 常 利 益	534,884
特 別 利 益	184,732
固 定 資 産 処 分 益	2,891
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	104,794
償 却 債 権 取 立 益	72,201
そ の 他 の 特 別 利 益	4,844
特 別 損 失	49,677
固 定 資 産 処 分 損	6,422
減 損 損 失	4,086
システム統合に係る偶発損失引当金繰入額	39,168
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	669,938
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32,843
法 人 税 等 調 整 額	184,223
少 数 株 主 利 益	21,722
中 間 純 利 益	431,149

## < 中間連結財務諸表の作成方針 >

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結される子会社及び子法人等 191 社

##### 主要な会社名

UFJ ニコス株式会社	BTMU North America International, Inc.
株式会社泉州銀行	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Canada)
エム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社	Banco de Tokyo-Mitsubishi UFJ Brasil S/A
三菱UFJ住宅ローン保証株式会社	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Mexico) S.A.
株式会社日本ビジネスリース	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Holland) N.V.
株式会社ディーシーカード	Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd.
三菱UFJファクター株式会社	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia)
UnionBanCal Corporation	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad
Union Bank of California, N.A.	PT U Finance Indonesia
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Trust Company	

なお、ZAO Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Eurasia)他 20 社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、近畿日本信販株式会社他 1 社は、清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。

#### ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### ③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社又は子法人等としなかつた当該他の会社等の名称

ニチエレ株式会社

(子会社又は子法人等としなかつた理由)

投資事業を営む連結される子法人等による企業価値向上を目的とした株式の所有であつて、傘下に入れる目的でないことから、子会社又は子法人等として取り扱っておりません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法適用の関連法人等 46 社

##### 主要な会社名

株式会社中京銀行	三菱UFJメルリンチPB証券株式会社
株式会社岐阜銀行	東銀リース株式会社
ダイヤモンドリース株式会社	日本確定拠出年金コンサルティング株式会社
UFJセントラルリース株式会社	三菱UFJキャピタル株式会社
カブドットコム証券株式会社	株式会社大正銀行
株式会社モビット	三菱UFJ投信株式会社
株式会社DC キャッシュワン	モバイルネットバンク設立調査株式会社

なお、三菱UFJメルリンチPB証券株式会社他 3 社は、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。

また、日中架け橋ファンド他 2 社は、子法人等への異動等により関連法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。

②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

③他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等の名称

Cswich Corporation

株式会社フルスロットルズ

NBA 株式会社

株式会社インキュビズ

ファルマフロンティア株式会社

クラブツーリズム株式会社

(関連法人等としなかった理由)

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結される子法人等による投資育成目的等による株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

11 月末日	2 社
3 月末日	3 社
4 月末日	2 社
5 月末日	1 社
6 月末日	112 社
7 月 24 日	5 社
7 月末日	1 社
8 月末日	1 社
9 月末日	64 社

②11 月末日を中間決算日とする連結される子法人等は、8 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。3 月末日を中間決算日とする連結される子法人等及び、5 月末日を中間決算日とする連結される子法人等は、9 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。4 月末日を中間決算日とする連結される子会社は、7 月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

UnionBanCal Corporation に係るのれんの償却については、原則として発生年度以降 20 年間で均等償却しております。なお、その他の金額に重要性が乏しいのれん及びのれん相当額については、発生年度に全額償却しております。

## 中間連結貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、原則として時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	2年～20年

また、連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主に3年～10年）に対応して定額法により償却しております。
8. 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は1,805百万円、「社債」は同額減少しております。

また、社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

9. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は842,227百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

14. 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社U F J 銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社U F J 銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額 39,168 百万円を偶発損失引当金として計上しております。

なお、当中間連結会計期間より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前連結会計年度末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、21,444 百万円、その他負債に含めて表示していたものは 14,779 百万円、前中間連結会計期間末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、7,916 百万円、その他負債に含めて表示していたものは 10,470 百万円であります。

15. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に替えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に替えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は51,682百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は76,871百万円（同前）であります。

17. 当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同

一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
19. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計期間の費用に計上しております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 31 百万円 金融先物取引法第 81 条の規定に基づく準備金であります。

証券取引責任準備金 0 百万円 証券取引法第 51 条の規定に基づく準備金であります。

21. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 106 百万円
22. 関係会社の株式及び出資総額(子会社及び子法人等の株式及び出資額を除く) 116,270 百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,230,743 百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額 86,662 百万円
25. 貸出金のうち、破綻先債権額は 49,730 百万円、延滞債権額は 639,675 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 17,866 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 637,087 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,344,359 百万円であります。

なお、25. から 28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,186,599 百万円であります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1,392 百万円
有価証券	595,035 百万円
貸出金	2,342,221 百万円
その他資産	9,920 百万円
有形固定資産	1,248 百万円

担保資産に対応する債務

預 金	253,388 百万円
コールマネー及び売渡手形	485,000 百万円
借入金	1,946,811 百万円
社 債	598 百万円
支払承諾	1,392 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 328,569 百万円、有価証券 7,226,304 百万円、貸出金 4,214,048 百万円及びその他資産 3,339 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 955,701 百万円、有価証券は 6,409,197 百万円であり、対応する売現先勘定は 3,596,944 百万円、債券貸借取引受入担保金は 3,485,324 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 9,211 百万円であります。

31. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,028,000 百万円が含まれております。

33. 社債には、劣後特約付社債 2,760,148 百万円が含まれております。

34. 1 株当たりの純資産額 640 円 23 銭

企業会計基準適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成 14 年 9 月 25 日 企業会計基準委員会）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

35. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等は、売買目的有価証券以外の市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中

間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。37. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	2,053,445	2,047,718	△5,726
その他	386,277	386,577	300
外国債券	36,571	36,871	300
その他	349,706	349,705	△0
合計	2,439,723	2,434,296	△5,426

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,899,463	5,625,510	1,726,046
債券	20,719,259	20,630,953	△88,305
国債	18,835,751	18,755,928	△79,823
地方債	210,439	210,141	△298
社債	1,673,067	1,664,883	△8,183
その他	9,329,302	9,489,892	160,589
外国株式	63,458	155,627	92,168
外国債券	5,830,780	5,769,650	△61,129
その他	3,435,063	3,564,614	129,550
合計	33,948,025	35,746,356	1,798,330

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,612百万円を加えた1,809,942百万円から繰延税金負債734,764百万円を控除した額1,075,177百万円のうち、少数株主持分10,505百万円を控除した額に、持分法適用の関連法人等が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持

分相当額3,017百万円を控除した額1,061,654百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

37. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券	
外国債券	27,287
その他有価証券	
国内株式	536,165
社債	3,636,567
外国株式	116,655
外国債券	117,672

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	128,773	129,659	885

なお、上記の評価差額から繰延税金負債359百万円を控除した額526百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

39. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に49,984百万円含まれております。消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,414,360百万円、再貸付に供している有価証券は959,303百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,912,894百万円であります。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、57,786,041百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上していましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これによる中

間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

42. 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準委員会）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成18年4月28日 内閣府令第60号）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,936,079百万円であります。

(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示していません。

(6) 「その他資産」に含めて表示していたリース資産及びソフトウェアは、「有形固定資産」及び「無形固定資産」に含めて表示しております。

(7) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

43. 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（平成18年9月8日 企業会計基準委員会）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

44. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成15年10月31日 企業会計審議会）、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）および企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準および同適用指針を適用しております。

45. 当行は、平成18年11月20日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の子法人等であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedが発行した以下の優先出資証券の償還について決議いたしました。

（償還する優先出資証券の概要）

発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited		
証券の種類	シリーズ3	シリーズ4	シリーズ5
	非累積型・変動配当・優先出資証券		非累積型・固定配当・優先出資証券

	本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。		
償還期限	永久 ただし、平成19年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。		
配当	非累積型・変動配当	非累積型・変動配当	非累積型・固定配当
発行総額	900億円	1,180億円	100億円
払込日	平成13年10月24日	平成13年11月8日	平成13年11月8日
償還対象総額	900億円	1,180億円	100億円
償還金額	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円	1証券につき1,000万円

(償還予定日)

平成19年1月25日

46. 当中間連結会計期間末の連結自己資本比率（国際統一基準）は12.15%であります。

## 中間連結損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
3. 1株当たり中間純利益金額 43円55銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 41円60銭
5. 「その他経常収益」には、リース子会社に係る受取リース料 71,307百万円、株式等売却益 22,415百万円及び貸出債権等の売却に係る利益 10,308百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸出金償却 67,291百万円、リース子会社に係るリース原価 52,669百万円及び株式等償却 12,631百万円を含んでおります。

## 第 2 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月29日

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
株式会社三菱東京UFJ銀行  
頭取 畔柳 信雄

### 中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	7,670,917	預 金	98,174,273
コ ー ル ロ ー ン	1,881,991	譲 渡 性 預 金	5,497,619
買 現 先 勘 定	255,140	コ ー ル マ ネ ー	1,823,305
債券貸借取引支払保証金	1,489,139	売 現 先 勘 定	3,596,944
買 入 金 銭 債 権	2,625,173	債券貸借取引受入担保金	3,428,862
特 定 取 引 資 産	4,514,066	特 定 取 引 負 債	970,916
金 銭 の 信 託	265,752	借 用 金	6,057,235
有 価 証 券	40,272,163	外 国 為 替	785,576
投 資 損 失 引 当 金	△ 128,238	短 期 社 債	294,600
貸 出 金	69,538,871	社 債	3,631,585
外 国 為 替	1,365,537	そ の 他 負 債	2,422,802
そ の 他 資 産	2,868,035	賞 与 引 当 金	15,948
有 形 固 定 資 産	958,401	退 職 給 付 引 当 金	11,239
無 形 固 定 資 産	257,445	偶 発 損 失 引 当 金	72,515
繰 延 税 金 資 産	598,212	特 別 法 上 の 引 当 金	31
支 払 承 諾 見 返	6,832,565	金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	31
貸 倒 引 当 金	△ 714,493	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	201,560
		支 払 承 諾	6,832,565
		負 債 の 部 合 計	133,817,583
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	996,973
		資 本 剰 余 金	2,767,590
		資 本 準 備 金	2,767,590
		利 益 剰 余 金	1,698,031
		利 益 準 備 金	190,044
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,507,987
		行 員 退 職 手 当 基 金	2,432
		別 途 積 立 金	718,196
		繰 越 利 益 剰 余 金	787,358
		株 主 資 本 合 計	5,462,595
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,076,356
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 50,171
		土 地 再 評 価 差 額 金	244,320
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,270,505
		純 資 産 の 部 合 計	6,733,100
資 産 の 部 合 計	140,550,683	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	140,550,683



中間損益計算書

〔平成18年4月 1日から  
平成18年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		1,694,948
資 金 運 用 収 益	1,152,772	
(うち貸出金利息)	( 678,840 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 262,341 )	
役 務 取 引 等 収 益	271,565	
特 定 取 引 収 益	60,588	
そ の 他 業 務 収 益	164,593	
そ の 他 経 常 収 益	45,427	
経 常 費 用		1,336,597
資 金 調 達 費 用	577,865	
(うち預金利息)	( 268,392 )	
役 務 取 引 等 費 用	61,690	
そ の 他 業 務 費 用	68,979	
営 業 経 費	527,821	
そ の 他 経 常 費 用	100,240	
経 常 利 益		358,350
特 別 利 益		234,954
特 別 損 失		48,802
税 引 前 中 間 純 利 益		544,502
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		8,837
法 人 税 等 調 整 額		112,752
中 間 純 利 益		422,912

## 中間貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法によっております。なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物            15年～50年

動 産            2年～20年

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。
8. 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、企業会計基準実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は1,784百万円、「社債」は同額減少しております。

また、社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権（以下「破綻懸念先債権」という）のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係

るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は631,226百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
--------	---------------------------------------------

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
----------	--------------------------------------------------------------

14. 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

旧株式会社東京三菱銀行と旧株式会社UFJ銀行のシステム統合の計画が具体化したことに伴い、旧株式会社UFJ銀行のシステム開発・運用に係るアウトソーシング契約を解除する方針を決定しましたので、将来発生する可能性のある損失の見込額39,168百万円を偶発損失引当金として計上しております。

なお、当中間期より、偶発損失引当金には、従来貸倒引当金又はその他負債に含めて表示していたものを含めて表示しております。前期末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、21,444百万円、その他負債に含めて表示していたものは、2,291百万円、前中間期末に貸倒引当金に含めて表示していたものは、7,916百万円、その他負債に含めて表示していたものは、2,065百万円であります。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日 日本公認会計士協会）に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。
- 変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。
- なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 51,682百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 76,871百万円（同前）であります。
17. 外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約（資金関連スワップ取引）をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。
18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間期の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
19. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固

定資産に係る控除対象外消費税等は発生した期の費用に計上しております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 31 百万円

金融先物取引法第 81 条の規定に基づく準備金であります。

21. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 106 百万円

22. 関係会社の株式及び出資総額 1,346,154 百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 695,261 百万円

24. 有形固定資産の圧縮記帳額 86,389 百万円

25. 貸出金のうち、破綻先債権額は 39,781 百万円、延滞債権額は 500,684 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

26. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 16,906 百万円であります。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 535,770 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,093,143 百万円であります。

なお、25. から 28. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,173,933 百万円であります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 1,392 百万円

有価証券 123,513 百万円

貸出金 2,333,541 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 470,000 百万円

借入金 1,880,834 百万円

支払承諾 1,392 百万円

上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 325,743 百万円、有価証

券 7,194,890 百万円及び貸出金 4,240,605 百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は 955,701 百万円、有価証券は 6,289,389 百万円であり、対応する売現先勘定は 3,596,944 百万円、債券貸借取引受入担保金は 3,365,775 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は 9,211 百万円であります。

31. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日 法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日 政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第 2 号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,743,438 百万円が含まれております。

33. 社債には、劣後特約付社債 1,211,639 百万円が含まれております。

34. 売買目的有価証券以外の市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間期末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて 50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等が含まれております。以下36.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,998,877	1,994,881	△3,996
その他	352,781	352,755	△25
外国債券	3,105	3,079	△25
その他	349,676	349,676	-
合計	2,351,658	2,347,636	△4,021

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	456,288	1,219,085	762,796
関連法人等株式	45,260	99,574	54,314
合計	501,548	1,318,660	817,111

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,866,841	5,570,324	1,703,483
債券	20,540,652	20,454,406	△86,246
国債	18,698,531	18,620,627	△77,903
地方債	199,537	199,288	△248
社債	1,642,583	1,634,490	△8,093
その他	8,047,218	8,228,478	181,259
外国株式	61,140	153,244	92,104
外国債券	4,843,995	4,806,883	△37,111
その他	3,142,082	3,268,349	126,267
合計	32,454,712	34,253,209	1,798,496

なお、上記の評価差額に組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額11,751百万円を加えた1,810,248百万円から繰延税金負債734,417百万円を控除した額1,075,830百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

36. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 外国債券	27,287
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	827,522 17,083
その他有価証券 国内株式 社債 外国債券	515,470 3,591,658 117,501

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	128,622	129,508	885

なお、上記の評価差額から繰延税金負債359百万円を控除した額526百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

38. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に49,984百万円含まれております。消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は1,397,562百万円、再貸付に供している有価証券は882,327百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものは3,864,108百万円であります。
39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,297,450百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
40. 従来、その他有価証券に区分されるクレジット・リンク債及びシンセティック債務担保証券については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（平成18年3月30日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、前期末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これによる中間貸借対照表及び中間損益計算書に与える影響は軽微であります。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却	453,324	百万円
有価証券評価損	281,858	
退職給付引当金	94,654	
税務上の繰越欠損金	1,003,740	
その他	<u>439,585</u>	
繰延税金資産小計	2,273,163	
評価性引当額	<u>△ 610,400</u>	
繰延税金資産合計	1,662,763	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	734,776	
その他	<u>329,774</u>	
繰延税金負債合計	1,064,550	

繰延税金資産の純額 598,212 百万円

42. 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準委員会）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（平成18年4月28日 内閣府令第60号）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。  
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,783,271百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「役員退職手当基金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上しておりましたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

43. 当行は、平成18年11月20日開催の取締役会において、当行の子法人等であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券計2,180億円が平成19年1月25日に償還されることに伴い、当行は同社からの劣後特約付借入計2,180億円を平成19年1月25日付で返済することについて決議いたしました。

44. 当中間期末の単体自己資本比率（国際統一基準）は12.91%であります。

## 中間損益計算書の注記

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益（利息、売却損益及び評価損益）を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
3. 1株当たり中間純利益金額 42円71銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 40円81銭
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益 18,131百万円及び貸出債権等の売却に係る利益 6,484百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸出金償却 45,740百万円及び株式等償却 15,474百万円を含んでおります。
7. 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益 159,505百万円を含んでおります。
8. 「特別損失」には、システム統合に係る偶発損失引当金繰入額 39,168百万円を含んでおります。